

「紀美野町中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業」 について（お知らせ）



紀美野町の中山間地域に住む高齢者の在宅生活の継続を支援するため、当該地域における訪問介護サービス、居宅介護支援等の安定的な提供に取り組む事業者に対し、そのサービス提供に係る費用の一部について、中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金を交付します。

事業概要

中山間地域に居住する要介護者等に下記の介護サービスを提供した事業者に対し、そのサービス提供の実績に応じ、区分ごとに定めた補助金を交付します。

交付対象者

対象地域の要介護者等に対象介護サービスを提供し、かつ中山間地域における介護サービスの提供体制を維持、又は強化する意思を有する事業者

対象地域

※住所地とサービス提供の場が同一であり、かつ対象地域にあること

区域	字名
志賀野地区	松瀬、釜滝、西野、東野、国木原
国吉地区	今西、松ヶ峯、菅沢、田、谷、中、滝ノ川
長谷毛原地区	毛原下、小西、毛原中、毛原宮、毛原上、長谷宮
真国地区	井堰、蓑垣内、真国宮、蓑津呂、花野原、初生谷、北野、円明寺、勝谷、四郷



交付対象となるサービス種別、補助金額

※交通費等の提供を受けている場合は対象外

区分	対象介護サービス	補助金額
区分1	(1) 訪問介護 (2) 第1号訪問事業	対象介護サービスの提供 1回につき700円 ※ただし、同日において複数回のサービス提供を行った場合は1回とする。
区分2	(1) 居宅介護支援 (2) 介護予防支援 (3) 第1号介護予防支援事業 ※紀美野町地域包括支援センターから受託し実施する事業者も対象	利用者宅への 月1回の訪問につき700円 ※ただし、同月に複数回訪問した場合も算定は1回とし、訪問しなかった月においては算定できない。

申請方法

※交付要綱を確認のうえ、申請をお願いします。

【提出書類】

- ・（様式第1号）交付申請書兼請求書
- ・（様式第2号）介護サービス提供実績報告書
- ・（添付資料）サービス提供票（利用実績の記載されたもの）の写し<区分1のみ>

★様式は、紀美野町ホームページからダウンロード→→→→→→→→→→→→→→→→

サービス提供月の翌月
20日までに提出！

